

兵庫県公報

平成24年7月3日 火曜日 第2402号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課） | 1 |
| ○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課） | 3 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） | 6 |
| ○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課） | 7 |
| ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 8 |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課） | 8 |
| ○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（同） | 8 |
| ○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課） | 9 |
| ○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同） | 9 |
| 公 告 | |
| ○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課） | 10 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（阪神南県民局） | 11 |
| ○ 同 上（都市計画課） | 12 |
| 辞 令 | |
| ○ 若山 忠義 | 13 |
| 県議会事務局公告 | |
| ○ 落札者等の公示 | 13 |
| 教育委員会規則 | |
| ○ 個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 14 |

公布された法令のあらまし

●個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）

出入国管理及び難民認定法の一部改正等により、外国人登録制度が廃止され、在留カード又は特別永住者証明書を交付する制度が設けられることに伴い、個人情報の開示請求等をする際にその者が本人であることを確認することができる書類から、外国人登録証明書を削除し、在留カード及び特別永住者証明書を加える等所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第877号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称 | 開 設 者 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------------|----------------------------------|---|------------|
| 一般財団法人 甲南会 甲南病院 | 一般財団法人 甲南会 代表理事 平生 誠三 | 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 | 平成24年4月1日 |
| 一般財団法人 甲南会 六甲アイランド甲南病院 | 同 上 | 同 市同 区向洋町中2丁目11番地 | 同 |
| おかもと歯科医院 | 岡本 守人 | 同 市灘区水道筋6-4-1 アクシスカナエ I 102号 | 平成24年5月1日 |
| えぐさ歯科クリニック | 江種 敦男 | 同 市同区将軍通4-3-21 長谷川ビル1階 | 同 月9日 |
| テンヤクドー薬局 灘店 | 株式会社 天薬堂 代表取締役 植田 宗宏 | 同 市同区灘北通10丁目1-9 | 平成24年2月20日 |
| 愛のき訪問看護ステーション | 有限会社 梅川 代表取締役 奥河 典子 | 同 市同区鹿ノ下通2丁目2-10 | 同 年3月1日 |
| ことぶきクリニック (医科) | 岸 成美 | 同 市中央区熊内橋通5-1-15 | 同 年5月1日 |
| HAT神戸つじ内科 | 辻 智洋 | 同 市同 区脇浜海岸通2丁目2-3 HAT神戸メディカルモール303-2 | 同 年6月1日 |
| ことぶきクリニック (訪問) | 岸 成美 | 同 市同 区熊内橋通5-1-15 | 同 年5月1日 |
| タカジョウ調剤薬局 東山店 | 株式会社 高城 代表取締役 高城 芳治 | 同 市兵庫区東山町2-7-9 | 同 年4月23日 |
| 有限会社 水木調剤薬局 | 有限会社 水木調剤薬局 代表取締役 中山 敏夫 | 同 市同 区水木通1丁目1番18号 | 同 年5月14日 |
| ふせの内科・循環器科 | 布施野 日出生 | 同 市北区北五葉1丁目5-1 ハピネスプラザ1F | 平成19年5月11日 |
| 甲北病院 | 医療法人社団 甲北会 理事長 近藤 幹 | 同 市同区有野中町1丁目18番36号 | 平成24年5月2日 |
| アイセイ薬局 鈴蘭台店 | 株式会社 アイセイ薬局 代表取締役 岡村 幸彦 | 同 市同区鈴蘭台東町4丁目4番9号 | 同 月29日 |
| 有馬口さくら薬局 | 株式会社 グッドプランニング 代表取締役 吉田 盛範 | 同 市同区有野町唐櫃40-6 | 平成24年6月1日 |
| 未来訪問看護ステーション | 株式会社 美・ロード 代表取締役 渡邊 真紀 | 同 市垂水区塩屋町6丁目5番25-505号 | 同 |
| 山下歯科診療所 | 山下 哲功 | 姫路市別所町佐土1丁目134 | 同 |
| 浅野クリニック | 医療法人社団 浅野クリニック 理事長 浅野 佳秀 | 尼崎市杭瀬本町1丁目27番21号 | 平成24年4月1日 |
| 医療法人社団 渡部眼科 | 医療法人社団 渡部眼科 理事長 渡部 暁也 | 同 市潮江1-3-1 | 同 年5月1日 |
| 医療法人社団 かわばた矯正歯科 | 医療法人社団 かわばた矯正歯科 理事長 川端 庄一郎 | 同 市潮江1丁目4番3号 シティハイツ尼崎駅前101 | 同 |
| ライフオート 南塚口薬局 | 株式会社 ライフオート 代表取締役社長 下農 勝弘 | 同 市南塚口町8-57-13 | 平成24年4月1日 |
| 奥野消化器内科クリニック | 医療法人社団 奥野消化器内科クリニック 理事長 奥野 忠雄 | 明石市東仲ノ町11番30号 K. T. Sビル2F | 同 年5月1日 |
| ライフオート 西明石薬局 | 株式会社 ライフオート 代表取締役社長 下農 勝弘 | 同 市小久保2-1-9 | 同 年4月1日 |
| タダノクリニック | 但野 道臣 | 西宮市甲子園一番町1-9 | 同 年3月16日 |

| | | | |
|------------------------|--|-------------------------|-----------|
| ほうき耳鼻咽喉科クリニック | 医療法人社団 ほうき耳鼻咽喉科クリニック 理事長 法貴 元 | 同 市甲風園1丁目1番5号 法貴ビル3階 | 同 年5月1日 |
| 倉智産婦人科 | 倉智 治 | 同 市甲子園八番町2番16号 | 同 月7日 |
| ナカノデンタルクリニック | 医療法人社団 ナカノデンタルクリニック 理事長 仲野 安治 | 洲本市下加茂一丁目4番50号 | 同 月1日 |
| 本田医院 | 本田 泰啓 | 伊丹市御願塚1-5-20 | 同 月9日 |
| 炭本歯科医院 | 医療法人社団 炭本歯科医院 理事長 炭本 圭之 | 同 市中央1丁目5番18号 伊丹中央プラザ4F | 同 月1日 |
| 株式会社 いろは いろは訪問看護ステーション | 株式会社 いろは いろは訪問看護ステーション 代表取締役 森松 由美子 | 同 市鈴原町8丁目62番地1 | 平成24年4月1日 |
| 柿坪歯科クリニック | 柿坪 秀具 | 加古川市東神吉町神吉1198-8 | 同 |
| ライフオート 赤穂薬局 | 株式会社 ライフオート 代表取締役社長 下農 勝弘 | 赤穂市加里屋駅前町65-17 | 同 |
| かとう眼科 | 加藤 正幸 | 宝塚市中筋5-11-6 | 平成24年6月1日 |
| 医療法人社団 谷ロクリニック | 医療法人社団 谷ロクリニック 理事長 谷口 功一 | 三木市緑が丘町中2-3-17 | 平成23年4月1日 |
| おおきデンタルクリニック | 大木 雄輔 | 高砂市米田町米田字奥野412-1 | 平成24年5月1日 |
| サンスイ薬局 | 株式会社 メディオン 代表取締役 横井 義昭 | 三田市寺村町4186番地1 | 同 年6月1日 |
| 河原クリニック | 河原 浩二郎 | 赤穂郡上郡町竹万2167 | 同 年5月1日 |



兵庫県告示第878号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成24年7月3日

兵庫県知事 井戸 敏 三

| 検査実施区域 | 検査実施期日 | 検査実施場所 |
|--|--|-------------|
| 相生市、たつの市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡 | 平成25年3月10日（日）から同月31日（日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日 | その質量計の所在の場所 |



兵庫県告示第879号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年7月3日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町清住字方須張1212の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第880号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町清住字十九ヶ丸山1211の1、1211の2、1211の8
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第881号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町三方字船坂2155の1、2155の5から2155の7まで、字龍ヶ滝2156の2から2156の8まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第882号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町佐野宇佐野奥1067、1068の1、1068の2、字東山1069、1070、1071の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字佐野奥1067・1068の1・1068の2・字東山1069（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第883号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町井中宇山2245の1から2245の4まで、字向山2243の1、2243の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第884号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町北油良字アイ山1044の1、1044の4、1044の5、1046の1、1047
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字アイ山1044の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第885号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市青垣町西芦田字小兵衛谷2041の1、字桂ヶ谷2042の1、2042の6、2042の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第886号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
和光純薬工業株式会社 播磨工場
赤穂市折方1543番地
工場長 名古屋 守
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
和光純薬工業株式会社 播磨工場
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

| | | | |
|---|------------------------------|--------------|--------|
| 種 | 類 | 46号ロ ろ過施設 | |
| 能 | 力 | バスケット容量360 L | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 許可後 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 着手後18日 | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 完成後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 8時～24時 8時間 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区 分 | 通 常 | 最 大 |
| | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | 5～8 | 5～8 |
| | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | — | — |
| | 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L) | 10,000 | 10,000 |
| | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L) | — | — |
| | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L) | 2,800 | 3,000 |
| | り ん 含 有 量 (単位 mg/L) | — | — |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 kg/日) | | 3,780 | 3,780 |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 7 月 3 日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第887号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
変更前 神戸国際港都建設道路事業

- 3. 6. 11号明石木見線
- 3. 4. 45号伊川谷玉津線
- 変更後 神戸国際港都建設道路事業
- 3. 6. 11号明石木見線
- 3. 4. 93号野谷線

3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第888号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民局姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名 | 地 番 |
|---------|-------|-------|---------|-------|---------------------|
| 岡 町 (2) | 姫 路 市 | | 景 福 寺 前 | | 8 番の一部、8 番地先の無番地の一部 |



兵庫県告示第889号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨西播磨県民局長から報告があった。

平成24年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

- 商号又は名称 ヤタキホーム
- 代表者氏名 矢 瀧 敬 三
- 事務所所在地 たつの市揖保川町神戸北山155—42
- 免 許 番 号 兵庫県知事(6)第500119号
- 免 許 年 月 日 平成20年11月10日

2 処分の内容

平成24年 7 月 5 日から同月14日までの10日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第890号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 名称 美和観光株式会社
 代表者の氏名 香 田 吉 会
 住所 加古川市別府町新野辺北町7丁目11番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) ニューロータリー
 所在地 加古川市別府町新野辺北町7丁目11番地
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成24年7月3日から同月16日まで



兵庫県告示第891号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市町の名 称 | 都市計画の種類 | 都市計画の名 称 |
|--------|------------|-------------|
| 播 磨 町 | 東播都市計画地区計画 | 大中東地区地区計画 |
| 小 野 市 | 東播都市計画地区計画 | 中島町南地区地区計画 |
| 太 子 町 | 中播都市計画地区計画 | 糸井カジタ地区地区計画 |
| 同 町 | 同 上 | 竹広南地区地区計画 |



兵庫県告示第892号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市町の名 称 | 都市計画の種類 | 都市計画の名 称 |
|--------|------------|---------------------------|
| 稲 美 町 | 東播都市計画公園 | 国岡西部第1公園、国岡西部第2公園、六分一第3公園 |
| 小 野 市 | 東播都市計画用途地域 | |
| 同 市 | 東播都市計画地区計画 | 市場町南山地区地区計画 |
| 加 東 市 | 東播都市計画道路 | 3. 5. 881号滝野梶原線 |
| 太 子 町 | 中播都市計画用途地域 | |
| 丹 波 市 | 丹波都市計画道路 | 3. 5. 551号学校線 |
| 同 市 | 丹波都市計画公園 | 2. 2. 1号西中北東公園ほか7公園 |
| 同 市 | 同 上 | 3. 4. 1号東奥公園 |
| 同 市 | 丹波都市計画下水道 | 丹波市公共下水道 |
| 同 市 | 氷上都市計画下水道 | 氷上町公共下水道 |
| 同 市 | 春日都市計画下水道 | 丹波市公共下水道 |
| 同 市 | 丹波都市計画火葬場 | 1号斎場 |
| 同 市 | 春日都市計画火葬場 | 1号柏原町、春日町、山南町、市島町広域斎場 |

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成24年7月3日から次のとおり変更する。

平成24年7月3日

兵庫県知事 井戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるもののおおむね4万トン前後で推移しているが、かれい類、たちうお、さわら類、えび類は減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、中型いかつり等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移しており、一時は300トンまで減少していたずわいがこの生産量が1,000トンを維持するようになってきているものの、総じて減少傾向にあり、特に、いわし類、まあじ、さば類及びべにずわいがこの減少が著しい。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種 | 管理の対象となる期間 | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ | 平成23年1月から平成23年12月まで | 若干 |
| まいわし | 平成23年1月から平成23年12月まで | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成23年7月から平成24年6月まで | 若干 |
| するめいか | 平成23年1月から平成23年12月まで | 若干 |

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種 | 管理の対象となる期間 | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ | 平成24年1月から平成24年12月まで | 若干 |
| まいわし | 平成24年1月から平成24年12月まで | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成24年7月から平成25年6月まで | 若干 |
| するめいか | 平成24年1月から平成24年12月まで | 若干 |

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権

に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

- (2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。
- (3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

- 4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項
第2種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理努力量は次のとおりである。

| 魚 種 | 採捕の種類 | 海 域 | 管理の対象となる期間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----|--------------------|------|------------------------------|---------------|
| さわら | はなつぎ網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年5月6日から 平成24年6月15日まで | 2,020 |
| | 刺網漁業 (さわら流し網漁業) | 瀬戸内海 | 平成24年4月20日から 平成24年6月15日まで | 3,140 |

- 5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。
- 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
 - (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
 - (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
 - (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 7月 3日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アプリ甲東
所在地 西宮市甲東園三丁目29番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 千島土地株式会社
代表者の氏名 芝 川 能 一
住所 大阪市西区京町堀一丁目4番4号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|--------------|---------|--------------------------|
| 株式会社ピーコックストア | 樋 口 雅 一 | 大阪府中央区心斎橋 1-7-1 |
| 株式会社ノヴァ | 猿 橋 望 | 大阪府中央区西心斎橋 2-3-2 |
| 株式会社リブロ | 高 橋 敏 明 | 東京都豊島区西池袋 3-1-13 |
| 株式会社サンプラス | 山 田 隆 穂 | 東京都豊島区東池袋 5-44-13 ニッコービル |

イ 変更後

| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|--------------|---------|------------------|
| 株式会社ピーコックストア | 樋 口 雅 一 | 大阪府中央区心斎橋 1-7-1 |
| 株式会社ミックジャパン | 貴 島 博 史 | 大阪府淀川区新高 3-9-14 |
| 株式会社ジャックネット | 木 原 茂 | 岡山市中区乙多見 88-2 |
| 株式会社リブロ | 三 浦 正 一 | 東京都豊島区西池袋 3-1-13 |

4 変更年月日

平成24年 4 月 11 日ほか

5 届出年月日

平成24年 6 月 14 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 7 月 3 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年 11 月 5 日

(2) 提出先

阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

〒662-0854 西宮市櫛塚町 2 番 28 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン明石ショッピングセンター・ミドリ電化二見店・兵庫二見ビル

所在地 明石市二見町西二見字東山之上 89-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|----------|---------|-----------------------|
| 株式会社石見杉 | 浅 井 五 郎 | 東京都中央区京橋三丁目 6 番 8 号 |
| 津田物産株式会社 | 奥 吉 治 | 大阪府鶴見区今津南一丁目 9 番 19 号 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|------|------|
| | | |

| | | |
|---------------------|--------|-----------|
| マックスバリュ西日本株式会社 外12者 | 午前 9 時 | 翌午前 0 時 |
| 株式会社ミドリ電化 | 午前 9 時 | 午後 9 時45分 |
| 株式会社ワッツオースリー販売 | 午前 9 時 | 午後11時 |
| 株式会社ティーガイア | 午前10時 | 午後 8 時 |
| 株式会社阪神調剤薬局 | 午前 9 時 | 午後11時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---------------------|--------|-----------|
| マックスバリュ西日本株式会社 外12者 | 午前 7 時 | 翌午前 0 時 |
| 株式会社ミドリ電化 | 午前 9 時 | 午後 9 時45分 |
| 株式会社ワッツオースリー販売 | 午前 9 時 | 午後11時 |
| 株式会社ティーガイア | 午前10時 | 午後 8 時 |
| 株式会社阪神調剤薬局 | 午前 9 時 | 午後11時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 8 時30分から翌午前 0 時30分まで

イ 変更後

午前 6 時30分から翌午前 0 時30分まで

4 変更年月日

平成24年 6 月 1 日

5 届出年月日

平成24年 5 月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 7 月 3 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年11月 5 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

辞 令

平成24年 6 月19日付

辞職を承認する

若 山 忠 義

県 議 会 事 務 局 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 7 月 3 日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 善 部 修

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.94、No.95、No.96の制作等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県議会事務局調査課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年5月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
- 5 落札金額
31,342,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年4月3日

教 育 委 員 会 規 則

個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月3日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮一

兵庫県教育委員会規則第10号

個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「外国人登録証明書、住民基本台帳カード」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書」に改め、同条第2項中「同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして教育委員会が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

様式第2号中

「

| | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 運転免許証 | <input type="checkbox"/> 旅券 |
| <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 | <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| (開示請求書の送付による開示請求) | |
| <input type="checkbox"/> 住民票 | <input type="checkbox"/> 外国人登録原票 |
| (法定代理人による開示請求) | |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 | <input type="checkbox"/> その他（ ） |

」

を
「

| | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 運転免許証 | <input type="checkbox"/> 旅券 |
| <input type="checkbox"/> 在留カード | <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） | |

(開示請求書の送付による開示請求)

- 住民票
- その他 ()

(法定代理人による開示請求)

- 戸籍謄本
- その他 ()

に、「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。
様式第12号中

運転免許証

旅券

- 外国人登録証明書
- その他 ()

(訂正請求書の送付による訂正請求)

- 住民票
- 外国人登録原票

(法定代理人による訂正請求)

- 戸籍謄本
- その他 ()

を
「

運転免許証

旅券

- 在留カード
- 特別永住者証明書

- その他 ()

(訂正請求書の送付による訂正請求)

- 住民票
- その他 ()

(法定代理人による訂正請求)

- 戸籍謄本
- その他 ()

に、「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。
様式第19号中

運転免許証

旅券

- 外国人登録証明書
- その他 ()

(利用停止請求書の送付による利用停止請求)

- 住民票
- 外国人登録原票

(法定代理人による利用停止請求)

- 戸籍謄本
- その他 ()

を
「

運転免許証

旅券

- 在留カード
- 特別永住者証明書

- その他 ()

(利用停止請求書の送付による利用停止請求)

- 住民票
- その他 ()

(法定代理人による利用停止請求)

- 戸籍謄本
- その他 ()

に、「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の個人情報の保護に関する条例施行規則（以下「改正規則」という。）第4条第1項第1号及び第2項第1号（これらの規定を同規則第14条及び第21条において準用する場合を含む。）、様式第2号、様式第12号並びに様式第19号の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。）が所持する改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書は在留カード（入管法第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）とみなし、特別永住者（改正法第3条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。）が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書（特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）とみなす。
- 3 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。
- 4 改正規則第4条第2項第2号（同規則第14条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、同号に掲げる書類とみなす。